

意見公募手続きの実施結果について

○骨子案に関する事項

全般的な事項について

提出者No.	質問No.	ご意見の概要	本市の考え方
2	4	福祉を担う人材育成を強化してほしい。	相談支援事業における連携や障害サービス事業所への研修会等を今後も継続します。
2	5	税金をもっと福祉に使ってほしい。	障害者総合支援法等を中心に適切な施行に努めてまいります。
3 4	1 4	募集期間が不適切である。(年末年始を挟んでいる)	次回意見公募(パブリックコメント)を実施する際の課題とさせていただきます。
3	6	示された案には、方向性は示されているが、具体的施策が少ない。	パブリックコメントでは、方向性の確認をさせていただきました。詳細は、審議会での審議を経て、計画に記載いたします。
5	1	障がい福祉計画に具体的な数値が示されていないが、如何なる状況と考えますか。	県への提出数値は暫定のものであり、審議会にて最終確定を予定しております。
5	2	本市での“協議会の意見を求める”また“次回審議会以降の展開”は如何なる計画であろうか。	次回審議会にて、パブコメの結果報告が行われ、その報告も踏まえ、答申が行われる予定です。
5	3	平成26年度第2回審議会が出た、観点に沿った内容であるか骨子案では見えていない。	骨子案の作成は、審議会でもいただいたご意見を、最大限尊重しながら進めております。しかし、全ての事項がそのまま表記されているとは限りません。
5	60	障がい者全体を捉えると、高齢層の絶対数に生活形成年齢層の課題が隠れてしまうことがある。高齢障害者の介護保険による支えと、障害者支援の面を整理する視点が見えない。	意見として参考にさせていただきます。

5. 計画の推進体制に関する事項について(骨子案P2～3)

10	1	5. 計画の推進体制(P2)について、実際の事業推進における主体者・責任者を明確にしてほしい。	最終的な計画書には、それぞれの事業ごとに所管課を明記し、事業の主体者を明確化する予定です。
----	---	---	---

6. 大和市の障害者の状況に関する事項について(骨子案P3～4)

3	7	骨子案の大和市の障がい者の状況(P3～4)について、本当に支援が必要な人を把握するためのグラフが記載されていない。老障介護の把握が必要である。	障がい者の状況につきましては、障がい者の大まかな傾向を把握する資料として記載しております。老障介護等の把握については、数値化するのが難しいものではありませんが、意識調査やヒアリング等を通じて重要課題であると認識しております。
5	62	骨子案P3, P4の障がい者の状況について、精神手帳と自立支援医療証との重複所持者はどの様に存在するのであろうか。	重複者の数値は把握できておりません。
5	63	骨子案P4の自立支援医療受給者数の推移について、自立支援医療受給者数の伸びを“大きく増加”と表現しているが、何倍を持って“大きく”と表現するのか。手帳所持者の伸びとの表現差は何に基づくのであろうか。	自立支援医療(精神通院)の受給者数は平成17年3月末と比較すると50%以上増加しています。自立支援医療(精神通院)の受給者数は、手帳所持者数の動向と比較すると埋没してしまう可能性があるため、“大きく”と表現しました。
5	64	骨子案P4の身体障害者手帳所持者の推移について、手帳所持者の推移をみると、65歳以上は1.59倍伸びているが、65歳未満はほとんど変わらない。増加そのものは、高齢者層であることを視点におくべきでは。	意見として参考にさせていただきます。
5	65	骨子案P3, P4の障がい者の状況について、難病も障がいとされた結果を受け、得られている統計値を示して、その存在を参考とされてはどうか。	意見として参考にさせていただきます。

7. 障がい者等の意識

1) アンケート調査の概要について(骨子案P5)

5	66	骨子案P5 アンケート調査について、精神の場合、手帳と医療証の重複所持者の意見は、どちらの意見に属するのであろうか。	どちらとは判断できないと考えます。
5	67	骨子案P5アンケート調査について、結果総括も身体60歳以上の意識により、全体像が変わる点について何らかの視点があっても良いと思われるが。	意見として参考にさせていただきます。

8. 計画策定の視点

1) 個人の尊重(P6)

5	68	骨子案P6 8. 計画策定の視点 1)個人の尊重 に関するヒアリング調査の意見例に記載されている2つめの意見は、就労問題で取り上げる視点では。	広い視点での権利擁護と捉えての記載としました。
---	----	---	-------------------------

3) ライフステージに応じた生活の支援(親なき後の生活支援)(P6～P7)

5	69	骨子案P6 8. 計画策定の視点 3)ライフステージに応じた生活の支援について、家族の担う介助が親なき後となっているが、身体障がいの場合、これに該当しないケースが多いのではないかと。また、老々介助、子の見る介助を介護保険に任せるなら、意識調査で介護保険サービス受給との関係を浮かび上がらせては、いかがであろうか。	意見として参考にさせていただきます。
---	----	--	--------------------

提出者No.	質問No.	ご意見の概要	本市の考え方
5	70	骨子案P6 8. 計画策定の視点 3)ライフステージに応じた生活の支援について、タイトルのライフステージ、親なき後については、枠内で分離すべきもの。	意見として参考にさせていただきます。
5	71	骨子案P6 8. 計画策定の視点 3)ライフステージに応じた生活の支援について、ライフステージを3、4段階のステージに分け、判りやすくできないだろうか。	意見として参考にさせていただきます。
5	72	骨子案P6 8. 計画策定の視点 3)ライフステージに応じた生活の支援について、ライフステージごとの課題を捉えるには、意識調査の年代・サービスの受給状況・介護状態等のクロス分析にみえないだろうか。世代ごとに声の強度は変わると思われるが。	意見として参考にさせていただきます。
5	73	骨子案P6 8. 計画策定の視点 3)ライフステージに応じた生活の支援について、ヒアリング調査の意見例にある“地域で安心して生活できない状況”とあるが、どのような状況か。具体的にあげて上段の課題とされては如何であろうか。	意見として参考にさせていただきます。
5	74	骨子案P6 8. 計画策定の視点 3)ライフステージに応じた生活の支援について、国は親なき後の検討課題を挙げ、障害福祉計画に課題として取り上げているように見える。国の考え方を反映した障害者福祉計画であっていいのではないだろうか。	意見として参考にさせていただきます。
10	3	8. 計画の視点 3)ライフステージに応じた生活の支援(親なき後の生活支援)(P6～7)について、「親なき後」という用語は、「親がいる間は親が世話をすべき」という短絡的思考に陥りかねないため、使用するべきでない。	審議会にて、検討させていただきます。

4) 地域生活移行の推進(骨子案P7)

5	75	骨子案P7 8. 計画策定の視点 4)地域生活移行の推進について“精神科長期入院患者や障害者入所施設からグループホームへの居住意向は年々高まっている”と捉えられているが年々増のデータは、別個あるのだろうか。	具体的なデータはありませんが、日々対象者と接する中で、そのような印象があり、“年々”と標記しました。表現を訂正します。
5	76	骨子案P7 8. 計画策定の視点 4)地域生活移行の推進のヒアリング調査例にて、“入所施設の機能を持った、中規模グループホームの整備が必要である”と記載しているが、いったいどんなグループホームであるかよく判らない。	年齢・状態等によっては、終日グループホームにて過ごす方もいらっしゃるため、日中も介助する方がいるなどの方策が必要であり、ある程度の規模が必要であるとのこと。

9. 基本理念に関する事項について(骨子案P8)

10	6	9. 基本理念の基本理念の方向(P8)について、障がい者計画のかなでの基本理念ですから、「市民一人ひとりが～」という文言を「障がい者一人ひとりが～」と修正すべき。	第2回審議会にて、障がいのある人もない人も自分の力を発揮して「健康創造都市やまと」を実現して欲しいという意見があり、「市民一人ひとりが～」と記載しております。再度審議会にて検討させていただきます。
----	---	---	--

10. 障害者福祉計画

方針1. 個人の尊重に関する事項について(骨子案P11)

施策1-1 権利擁護の推進

5	77	骨子案P11 方針1個人の尊重について、差別解消法に関わる取り組みについて、国・県の動向を踏まえるのは理解されるが、市としてのこの法案への積極策はどの様に見ておられるのだろうか。	国・県の動向を踏まえ本市の課題と捉える部分を検討し、積極的な施策展開をめざします。
5	78	骨子案P11 方針1個人の尊重の中の、成年後見制度の申し立てについて、過年度事務事業評価には、実績報告がない。市民ニーズはないのであろうか。	成年後見制度に関する市長申し立てに該当する対象者が少ないためと考えます。ニーズとしては、存在しており、さらなる進展を図ります。
5	79	骨子案P11 方針1個人の尊重の中の成年後見制度の申し立てについて、地域生活支援事業における法人後見支援事業が必須事業にあげられているが、この事業への積極的対応を計画に織り込まないのだろうか。	法人後見について本市では、すでに社会福祉協議会が自主事業にて実施しており、動向を注視しています。
5	80	骨子案P11 方針1個人の尊重の中の成年後見制度について、その対応の具体性は、障がい福祉計画に記載される場所であるが、実施計画は如何なるものか。	法人後見について本市では、すでに社会福祉協議会が自主事業にて実施しており、動向を注視しています。
5	81	骨子案P11 方針1個人の尊重の中の地域福祉権利擁護事業について、その正式名称が変化しているのではないだろうか。それゆえ、当市事業としての名称か国の名称か計画検討時に整理する視点はないのだろうか。	意見として参考にさせていただきます。
5	82	骨子案P11 方針1個人の尊重の中の地域福祉権利擁護事業について、それによってもたらされる権利擁護については、内容と共に量的理解を求めては如何であろうか。	意見として参考にさせていただきます。
8	1	方針1 施策1-1 権利擁護の推進(P11)について、市民後見人等の人材育成・活用を図るための研修を計画事業として追加すること。	市民後見人につきましては、サポートする体制整備が不可欠であり、現在、社会福祉協議会にて実践的な検討を行っている段階です。そのため、今後の課題と捉えております。
10	8	方針1 施策1-1権利擁護の推進について、成年後見制度の啓蒙、利用の普及と成年後見人の育成拡充について具体的な実施計画を策定してほしい。	成年後見制度の普及活動として、成年後見講演会を開催しております。また、法人後見や市民後見については、社会福祉協議会とともに推進して参ります。

施策1-2 虐待の防止

提出者No.	質問No.	ご意見の概要	本市の考え方
3	8	方針1 施策1-2 虐待の防止(P11)の中に「介護者への支援」という文言を入れてほしい。	虐待防止の概念の中には、「介護者への支援」が含まれているものと認識しています。
5	83	骨子案P11 方針1個人の尊重の中の虐待防止について、関係機関の組織化を図るとある。法が施行されて時間が経っているが、未だ不完全な組織なのだろうか。すでに何件か対応されていると思うが、その対応に不足を生じているのだろうか。	法に基づき適正に対応しております。
5	84	骨子案P11 方針1個人の尊重の中の虐待防止について、虐待防止センターは民間に委託されているが、同様の事業を行う事業者が問題解決にあたっている。このことに課題を感じられないだろうか。	法律上問題ないとされています。

施策1-3 相互理解の基礎づくり

2	1	子どものころから障がいに対する教育を充実してほしい。	障がいのある子どもとない子どもが同じ場所で学ぶことにより、共に生きることを自然と感じられる環境を構築するため、インクルーシブ教育を推進してまいります。
3	9	方針1 施策1-3 相互理解の基礎づくり(P11)中に記載されている「インクルーシブ教育」を日本語化してほしい。	“インクルーシブ教育”という単語は、国の「障害者基本計画」や「かながわ障害者計画」にも用いられている用語であるため、施策1-3につきましてはそのままとさせていただきます。また、用語に関する注釈等をつけることにより、ご理解いただけるよう配慮します。
5	85	骨子案P11 方針1 個人の尊重の中の相互理解の基礎づくりについて、地域生活支援事業の必須事業である「理解促進研修・啓発活動」、「自発的活動」の2施策を積極的に謳われては如何であろうか。また、その実行について価値あるものに高めていただきたい。	意見として参考にさせていただきます。
5	86	骨子案P11 方針1 個人の尊重の中の相互理解の基礎づくりについて、市民意識調査で、多くの市民が障がい者について関心があると見える。その関心をより深い理解へ結びつけるため、製品販売、障がい者週間での展示などより価値あるものへリードしていただきたい。	意見として参考にさせていただきます。

施策1-5 行政サービスにおける合理的な配慮の推進

5	87	骨子案P11 方針1 個人の尊重の中の行政サービスにおける合理的な配慮の推進について、ヒアリングで具体的な要望が出ているが、どのようにすればこのニーズへの合理的対応となるのか結論は如何であろうか。また、障がい福祉計画の数値計画には示されているのか。	国・県の動向を踏まえ、行政として合理的配慮をすべき事項について引き続き検討してまいります。
---	----	--	---

方針2. 支え合いによる地域福祉の推進(地域の受け皿づくり)(骨子案P11~P12)

全般的事項

8	2	方針2(P11)について、支え合いによる地域福祉の推進に続き、「地域社会の受け皿づくり」とあるが、ノーマライゼーションや共助の空間と理解すると地域は受け皿ではない。削除すること。	障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した生活を営み、安心して暮らすには、地域の受け皿づくりは非常に重要な要素であると考えています。地域移行の観点からも不適切な表現とは考えておりません。
---	---	---	---

施策2-1 地域で支える仕組みづくり

8	3	方針2 施策2-1 地域で支える仕組みづくり(P11)について、地域交流事業による市民への理解・啓発の実施主体を「障がい者やその家族、地域住民やサービス提供事業等」と拡大すること。	審議会にて、検討する課題とさせていただきます。
---	---	--	-------------------------

施策2-2 障害者自立支援協議会の充実

10	9	方針2 支え合いによる地域福祉の推進(P11)については、行政や自立支援協議会などにおける当事者参加による意思決定について考慮すべきである。	障がい者福祉計画審議会や自立支援協議会には、障がい当事者や家族等も委員としてご参加いただいております。また、本計画策定時にも、意識調査やヒアリング・パブリックコメントを通じて、障がい当事者の意見をいただく場を設定しております。
----	---	--	---

施策2-3 文化・レクリエーション・スポーツ活動

提出者No.	質問No.	ご意見の概要	本市の考え方
5	88	骨子案P12 方針2 支え合いにより地域福祉の推進の中の文化・レクリエーション・スポーツ活動について、これまでの施策は、障がい者スポーツ大会に限られた対応のように見える。スポーツ活動は日常活動があつてのものであり、市主導にてスポーツ機会の創出、協力者の発掘を積極的に行わないと参加の機会を広げる事にならない。健康創造都市やまとの基礎をなすものとして、積極的にスポーツ施策に取り組んでは如何であろうか。	意見として参考にさせていただきます。

施策2-4 防災・緊急体制の充実

5	89	骨子案P12 方針2 支え合いにより地域福祉の推進の中の防災・緊急体制の充実について、障がい者福祉施設に対する災害対策について、進めやすの内容と速度が見えない。	自立支援協議会身体障害者部会が中心となり、関係各課との連携調整を実施しております。
9	1	方針2 施策2-4 防災・緊急体制の充実(P12)について、自宅避難者への対応はどのようになっているのでしょうか。	ご意見として、危機管理部門に伝えてまいります。

方針3. ライフステージに応じた生活の支援(親なき後の生活支援)(骨子案P12~P13)

全般的事項

10	7	方針3 ライフステージに応じた生活の支援(P12~13)について、ライフステージに応じた生活の支援については、各障がいによって意味合いは違ってきます。障がいの種類ごとにきめ細かく配慮された施策とその推進が必要だと思う。	ご意見として、参考にさせていただきます。
----	---	---	----------------------

施策3-1 情報提供の充実・多様化

5	90	骨子案P12 方針3 ライフステージに応じた生活の支援の中の情報提供の充実・多様化について、毎年施策の説明会の開催をお願いしたい。	意見として参考にさせていただきます。
8	4	方針3 施策3-1 情報提供の充実・多様化(P12)について、本人のみでなく障がい者の家族、市民活動、地域社会、関係者、事業所等への適切な情報提供を追加する。	審議会にて、検討する課題とさせていただきます。

施策3-2 相談支援体制の充実

5	91	骨子案P12 方針3 ライフステージに応じた生活の支援の中の相談支援体制の充実について、指定特定相談支援事業は、計画相談に限らず、一般相談にも応ずることにもなる。事業者の一般相談込の負担について、「なんでも・そうだん・やまと」の受託者と同様の施策が必要となるのではなかろうか。	サービス利用計画については、現在、国が検討をしている状況であり、動向を踏まえたうえでの今後の課題と捉えております。
6	1	方針3 施策3-2 相談支援体制の充実(P12)について、大人も臨床心理士に相談したい。	大和市では、障がいのある方やその家族からの様々な不安や悩み事の相談を、「なんでも・そうだん・やまと」にて専門の相談員がお受けしています。「なんでも・そうだん・やまと」の相談支援事業所の中には、臨床心理士等の資格を持った職員がいる事業所もありますので、お問い合わせください。
8	5	方針3 施策3-2 相談支援体制の充実(P12)について、サービス提供事業所での相談機能は重要であり、計画事業に位置つけること。	障害者総合支援法に基づくサービス提供事業所として、利用者等からの相談に対応することは、本来業務の一部であると考えます。
8	6	方針3 施策3-2 相談支援体制の充実(P12)について、障がい者本人の選択と自己決定を促進するため、「ピアカウンセリング(エンパワメント)」の促進を計画事業に位置つけること。	審議会にて、検討する課題とさせていただきます。
9	2	方針3 施策3-2 相談支援体制の充実(P12)について、親亡き後に、障がい者が安心して地域で生活するために、大和あんしんセンターの活動を横浜市が行っている「後見的支援制度」のようなものに発展させてほしい。	現在大和市では、「なんでも・そうだん・やまと」の充実や「あんしんノート」の普及等による総合的な支援体制にて対応しております。後見的支援制度につきましては、今後の課題とさせていただきます。

施策3-3 地域生活支援サービスの充実

3	2	サービス提供事業所の支援体制を強化してほしい。	サービス提供事業につきましては、障害者総合支援法に基づき運営されるものであると考えます。しかし、事業の継続性等を鑑み、地域生活サポート事業などにより、適宜支援を実施しております。
3	5	休日の日中一時支援サービスを整備してほしい。	事業所にニーズを伝えるとともに、協力を要請していきます。
5	92	骨子案P12 方針3 ライフステージに応じた生活の支援の中の地域生活支援サービスの充実について、現状を吟味されるとともに、最適化も視野に入れてほしい。	意見として参考にさせていただきます。
8	7	方針3 施策3-3 地域生活支援サービスの充実(P12)について、地域活動支援センターは、社会参加や当事者交流、相互研鑽の場として有用であり、拡充を検討すること。	地域活動支援センターの充実に向け、検討してまいります。

提出者No.	質問No.	ご意見の概要	本市の考え方
11	3	方針3 施策3-3 地域生活支援サービスの充実(P12)について、介護施設から透析病院への通院支援をしてほしい。	意見として参考にさせていただきます。

施策3-5 就労の支援

5	93	骨子案P13 方針3 ライフステージに応じた生活の支援の中の就労の支援について、“サービス提供事業所において、本人の状況に合ったきめ細やか支援を実施します”とあるが、個別支援計画が機能していないのだろうか。	法に基づき、各事業所にて適切な支援が行われていると認識しておりますが、就労の支援には、終わりが無いものと考えているため、このような表現としています。
5	94	骨子案P13 方針3 ライフステージに応じた生活の支援の中の就労の支援について、“共同受注の仕組みづくり”とあるが、自立支援センターが機能し、その結果を受けた対応策が議論されているのだろうか。	自立支援センターを中心に就労関係事業所の連携により、実施しております。
8	8	方針3 施策3-5 就労の支援(P13)について、地域作業所から就労継続支援事業所に移行した事業者に対する家賃補助を今後も継続すること及び対象事業所間の均衡を図ること。	過去の時代背景を考慮するとともに、障害者総合支援法の規定に基づきサービス提供が実施されるよう環境が変化している現状を踏まえ、事業所間の公平性の観点から検討すべき課題と考えます。
8	9	方針3 施策3-5 就労の支援(P13)について、利用者へのサービス提供が不安定になることを避けるため、市と事業者の協働で、人的ストックの機構を検討・設置すること。	事業所の運営方法は、障害者総合支援法の規定に則り、各事業者が判断すべき事項であると考えます。
10	4	方針3 施策3-5 就労の支援策について、受注確保、受注開拓等の従来からいわれてきた項目が列挙されているが、「雇用促進税制の導入(法人税住民税・事業税)」や「障がい雇用促進のための納付金、調整金制度の導入」というような一歩踏み込んだ取り組みをしてほしい。	ご意見として、参考にさせていただきます。
11	6	方針3 施策3-5 就労の支援(P13)について、障がい者雇用の促進など就労環境を整備してほしい。	意見として参考にさせていただきます。

施策3-6 外出の支援

4	1	方針3 施策3-6 外出の支援(P13)について、どの作業所に通っても送迎サービスが利用できるようにしてほしい。	障害者総合支援法に基づくため、事業所の運営の工夫等を提案してまいります。
5	95	骨子案P13 方針3 ライフステージに応じた生活の支援の中の外出の支援について、事業所の通所送迎サービスは、送迎加算があつて成り立つものであるが、小規模事業者の場合、加算要件が成り立たず事業所負担が生じたり、サービス未対応の場合がある。小規模事業者に対する送迎サービス積極策を講じてほしい。	意見として参考にさせていただきます。
5	96	骨子案P13 方針3 ライフステージに応じた生活の支援の中の外出の支援について、親等の通所支援が得られない場合の選択肢として、移動支援による通所支援を制度に組み入れてほしい。	意見として参考にさせていただきます。
11	4	方針3 施策3-6 外出の支援(P13)について、タクシー券もしくはガソリン代助成を増額してほしい。	意見として参考にさせていただきます。

施策3-7 障がい者施設の整備

3	4	重複障がい児者の日中活動の場として、多機能型の施設を設置してほしい。	事業所にニーズを伝えるとともに、協力を要請していきます。
5	97	骨子案P13 方針3 ライフステージに応じた生活の支援の中の障がい者施設の整備について、グループホームの設置について、ニーズの適正なる把握の上に、事業者との調整を願いたい。	事業所との調整を行いながら、グループホームの整備を進めております。
5	98	骨子案P13 方針3 ライフステージに応じた生活の支援の中の障がい者施設の整備について、短期入所施設について意識調査での希望を加味できるのなら、その実現策も施策化願いたい。	意見として参考にさせていただきます。
5	99	骨子案P13 方針3 ライフステージに応じた生活の支援の中の障がい者施設の整備について、市の施策として、旧地域作業所を指定障害福祉サービス事業へと移行を勧めたが、旧法内施設群に対し十分なインフラを持っていない。インフラ未整備のためサービス提供体制が旧法内施設に及ばない点を充実させる施策をお願いしたい。	歴史的経緯の中で、現在も十分な支援を実施しておりますが、今後は他の事業所との公平性に向けた調整が必要と考えております。
6	2	方針3 施策3-7 障がい者施設の整備(P13)について、小規模事業所の通所施設の整備や食事提供を施策に組み込んでほしい。	通所施設の整備やサービス提供につきましては、障害者総合支援法の規定に基づき各事業所が判断すべきと考えます。しかしながら、そのようなニーズがあることにつきましては、各事業所に伝えてまいります。
7	1	方針3 施策3-7 障がい者施設の整備(P13)について、日中行き場のない人の居場所を確保するため、日中活動場所や相談機能を兼ね備えた地域活動センター「コンパス」のような施設を増やしてほしい。	現状は、人口規模、利用実績等を勘案し、1カ所に対応可能と考えます。
8	10	方針3 施策3-7 障がい者施設の整備(P13)について、グループホームを「親なき後の生活の場」として整備するのではなく、成人の生活の場として積極的に整備すべきである。親はその自立した生活のみで安心できる。	「親なき後」とは、親が亡くなった後のみを意図しているのではなく、親等の支援が低下した場合も含んで想定しております。注釈をつける等、誤解が生じないよう工夫いたします。
11	2	方針3 施策3-7 障がい者施設の整備(P13)について、介護透析施設実現への取り組みを明記してほしい。	審議会にて、検討とさせていただきます。

施策3-8 経済的自立の支援

提出者No.	質問No.	ご意見の概要	本市の考え方
4	2	方針3 施策3-8 経済的自立の支援(P13)の中で、障がい者の生活に関する制度の周知徹底を図るとあるが、障がい者の生活に関する説明会を開催してほしい。	制度が大きく変更される場合には、説明会を実施しております。また、部分的に変更がある場合につきましては、ホームページや広報等で周知を行うとともに、各団体の要望を受け、説明会を実施しております。
5	100	骨子案P13 方針3 ライフステージに応じた生活の支援の中の経済的自立の支援について、グループホームを自立生活の場として推進しているが、利用推進策として何を必要とするのか、経済的側面を考慮して明らかにしてほしい。	経済的支援の充実については、市単独で実施することには限度があり、国全体の問題として議論する必要があると考えます。
5	101	骨子案P13 方針3 ライフステージに応じた生活の支援の中の経済的自立の支援について、市手当は、どのような経済的自立度を対象にしたものか、配分の適正度についても吟味願いたい。	意見として参考にさせていただきます。
5	102	骨子案P13 方針3 ライフステージに応じた生活の支援の中の経済的自立の支援について、就労施策の充実については、何を意味するであろうか。A型事業所を作るのか、特例子会社の働きかけなのか。	就労施策とは、就業先の拡大のみならず、就労に向けた訓練や通所支援、費用負担軽減等を含めた総合的なものと考えています。
8	11	方針3 施策3-8 経済的自立の支援(P13)は、重要な施策である。	ご意見として、参考にさせていただきます。

施策3-9 保健・医療の充実

1	1	市立病院内への障害者歯科診療所の開設してほしい。	障がい者歯科診療の二次医療につきましては、県央地域の市町村による広域的な取り組みを進めております。また、大和市所管の二次医療機関は、厚木市にあるため、平成26度より年12回福祉車両が利用できるより制度改正を行いました。今後も、歯科医師会と協力し、市内の障がい者歯科一次医療機関の充実に努めてまいります。
2	2	医療機関と市の障がい福祉課の連携をより強くしてほしい。	意見として参考にさせていただきます。
2	3	夜間・休日の精神科救急を設置してほしい。	夜間・休日の精神科救急については、広域的な課題であり、神奈川県として対応する必要があると考えます。
3	3	専門医の診察や訓練が受けられるように関係機関との調整をお願いしたい。	専門医の診察とPT等の訓練が同時に出来る環境の整備につきましては、関係機関に要望をお伝えします。
5	103	骨子案P13 方針3 ライフステージに応じた生活の支援の中の保健・医療の充実について、ヒアリングで医療の充実が言われているが、その判断が見えない。	意見として今後の参考にさせていただきます。
8	12	方針3 施策3-9 保健・医療の充実(P13)について、夜間・休日の精神科救急を設置してほしい。	夜間・休日の精神科救急については、広域的な課題であり、神奈川県全体として対応する必要があると考えます。
10	5	方針3 施策3-9 保健・医療の充実について、精神保健福祉領域における「地域クリティカルパス(切れ目のない治療を受けるための診療計画)」の整備に注力してほしい。(社会的資源の拡充を含む)	ご意見として、参考にさせていただきます。

方針4. 地域生活移行の推進(骨子案P14)

施策4-1 地域生活移行の推進

3	10	方針4 施策4-1 地域生活移行の推進(P14)の中○親なき後～に「関係機関(医療・福祉)と連携した運営の推進」という文言を入れてほしい。	審議会にて、検討する課題とさせていただきます。
4	3	方針4 施策4-1 地域生活移行の推進の中で、グループホームの設置を促進し、充実を図りますとあるが、グループホームの充実の中身を具体的にしてほしい。	事業所との調整を行いながら、グループホームの整備を進めてまいります。
5	104	骨子案P14 方針4 地域移行の推進について、長期入院患者や入所者の地域移行における、体験入居は、多年度にわたり実施されている。それでいて移行が進まないのは何故であろうか。検証があってもいいのではないだろうか。	長期入院患者においては、県と医療機関レベルの結果であり、長期入所者においては、現実的な受け入れ体制が困難なことがあると考えます。
5	105	骨子案P14 方針4 地域移行の推進について、意識調査の結果として、グループホーム利用促進については、体験入居を結論付けられている。多年度にわたる体験入居から何人のグループホーム利用者が出たのであろうか。	統計的な数値は把握しておりませんが、入所に結びついている例はあります。
5	106	骨子案P14 方針4 地域移行の推進について、意識調査にて「グループホームの家賃助成があれば」の声がある。この声は「もっと助成があれば」の声でもなかろうか。精神の方々の経済的ニーズはどこにあるのか、吟味されては如何であろうか。	意見として参考にさせていただきます。
5	107	骨子案P14 方針4 地域移行の推進について、精神のグループホームについて、建設が進む状態にあるであろうか。	平成26年度にも1カ所増となっております。
5	108	骨子案P14 方針4 地域移行の推進について、住まいの場をグループホームに求める策を検証されては如何でしょうか。	意見として参考にさせていただきます。
5	109	骨子案P14 方針4 地域移行の推進について、グループホームには、①重度者への対応②世話人・支援員のなり手不足③世話人の勤務状態④食事のレベル⑤管理の状態等の問題があるが、「グループホームの設置を促進し、充実を図る」と謳うことの検証はいかがであろうか。	意見として参考にさせていただきます。

方針5. 快適な生活空間の整備(骨子案P14)
施策5-2 生活環境のバリアフリー化

提出者No.	質問No.	ご意見の概要	本市の考え方
11	5	方針5 施策5-2 生活環境のバリアフリー化(P14)について、のろつとを透析施設に停車するルートを検討してほしい。	担当部署に意見として伝えます。

11. 障がい者福祉計画(骨子案P15~P16)

5	110	障がい福祉計画は、障がい者福祉計画に謳われた施策を反映する数値計画となると思われるが具体的な数値計画が示されていない。如何であろうか。	骨子案では、障がい福祉計画の方向性を確認させていただいております。具体的な数値につきましては、H26年度の推移を確認したうえで、最終案にて示す予定です。
---	-----	---	--

13. 計画の進捗及び評価(骨子案P18)

10	2	13. 計画の推進及び評価(P18)について、点検・評価については、第三者評価的な仕掛けをビルトインすべきである。	審議会にて進行管理を実施してまいります。
----	---	---	----------------------

○骨子案以外の事項

ヒアリング調査に関する事項について

5	4	ヒアリングは、主にアンケート調査を補完する目的で実施されるため、アンケート調査対象者の中から選定すべきと考えるが、本市の場合、ヒアリング対象が当事者団体、事業者、協議会等となっており、そのような体制になっていない。	幅広い見地から意見を聴取するため、本市ではヒアリング対象を大和市障害者自立支援協議会の各部会、サービス提供者、保育・学校、当事者団体、相談支援事業所の計21団体からヒアリングを行いました。
5	5	ヒアリング対象者のうち、サービス提供者の中に市内最大の事業者が対象になっていない事業があるが何故か。	サービス提供事業所としてのヒアリングは実施しておりませんが、自立支援協議会の部会員や相談支援事業所の一員としてご協力をいただいております。
5	6	ヒアリング対象者のうち、生活介護を行う事業者について身障特化事業所のみとなっている。多くの利用者が存在する事業であるが、如何様であろうか。	全ての事業所にヒアリングを行うことが困難なため、継続性の観点から、前回と同一の事業者にヒアリングを行いました。
5	7	ヒアリング調査結果の報告書の中には、当事者として表現されている箇所があるが、正確には当事者団体である。	ヒアリングは団体として行っておりますが、当事者または、ご家族としての個々の意見も聞かせていただいたと認識しております。表現方法につきましては、意見として参考にさせていただきます。
5	8	当事者団体からヒアリングを実施しているが、障がい当事者としての声の代表度は如何なものか。	ヒアリングが全てでなく、意識調査やパブリックコメントを通じて、ご意見をいただくよう配慮しております。
5	9	意識調査とヒアリング結果に一貫性はあるのだろうか。	一定の意義があると考えます。
5	10	ヒアリング結果は、多くの聴衆があり、それを表すまとめた表現をされるが、内容を包括したものとなっているだろうか。	可能な限り、内容を包括するよう配慮しました。
5	11	ヒアリングで対象とならない精神当事者、腎臓障害・心臓障害・難病者等や団体外の障がい者の声は、クロス集計で浮かび上がらせ、不明部分をヒアリングで補うべきと考えるが、いかがであろうか。	次期計画策定の際の課題とさせていただきます。
5	13	ヒアリング対象者・自立支援協議会・審議委員の構成について、議論者の幅はいかがであろうか。	意見として参考にさせていただきます。
11	1	従来から当会(NPO法人腎友会)はヒアリング対象になっていない。今後はヒアリング対象にしてほしい。また、なぜヒアリング対象になっていないのか教えてほしい。	ヒアリングの対象先の選定につきましては、全ての団体等に行うことが困難なため、継続性の観点から、基本的に前回と同一の団体等とさせていただきます。ヒアリング対象先の選定につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

意識調査に関する事項について

5	12	意識調査の自由意見の報告は審議会ではなされず、骨子案では内容が記されていない。	自由意見については、集計のうえ、第2回審議会にて報告しております。
5	14	意識調査について、多くの属性等を調査しているが、調査結果に報告のない項目がみられる。審議会にはすべてを報告してもいいのでは。	調査結果を全て報告すると、資料が膨大となるため、特徴的な点を中心に報告させていただきました。
5	15	意識調査について、クロス分析が少ないため、誰が何を思っているのは見難い。	属性とのクロス集計の中で特徴を把握しており、属性別の傾向は捉えられていると考えます。

提出者No.	質問No.	ご意見の概要	本市の考え方
5	16	意識調査について、審議会には、“特長と課題”として報告しているが、報告にない項目がある。クロス集計をしたが、得るものが無かったという報告があっても良いのではないか。	調査結果を全て報告すると、資料が膨大となるため、特徴的な点を中心に報告させていただきました。
5	17	意識調査について、国が提示したモデルに対し工夫しているのならば、それに応じたコメント、浮かび上がらせることができたことを分析中に示されては如何であろうか。	意見として参考にさせていただきます。
5	18	意識調査について、手帳なし者の取扱いがデータとして生きてこない。	「手帳なし」は概ね自立支援医療(精神通院)受給者であると分析しています。
5	19	意識調査について、年齢の区切り方に合理性はあるのだろうか。	年齢に偏りがみられたので、若年層、成人層、高齢層に分類して検討しました。
5	20	意識調査について、過去の調査と対比し福祉環境の変化と意識についての分析についての反映は今後の会議であろうか。	意見として参考にさせていただきます。
5	21	意識調査について、今回の調査は、過去の調査と比較をするため、過去と同様の調査票としたことが表明されている。過去に意識調査の設問に不具合があるため結果を得にくくもあれば設計修正がなされても良いのではないだろうか。	過去と比較出来るよう配慮しましたが、制度の変更等に伴う修正は行っておりません。
5	22	意識調査について、アンダーラインの部分は、強調点や結論なのだろうか。	アンダーラインは、注目すべき事項や特徴的な点等々に付しています。
5	23	意識調査の設問1について、本人以外の分類を多岐にして記しているが、どのような分析に資そうとしているのだろうか。	主な介助者や支援者を問15と併せて推定するため6分類としています。
5	24	意識調査の設問1について、介助者が本人に聞いて書くことを本人が記すとみなしているが、知的障がいの場合、どうしても介助者の補正が入ってしまうと思う。知的障がい者の様な場合、代筆で記入したものを本人として集計するのは分析上ひずみを生じないだろうか。	意見として参考にさせていただきます。
5	25	意識調査の設問1の属性に関する質問について、国のモデル表では3分類であるが、当市はどのような視点に基づいているのだろうか。	主な介助者や支援者を問15と併せて推定するため6分類としています。
5	26	意識調査の設問2にて、性別問うているが、性別を取り入れた分析はあるか。	性別の集計は全設問に対して行っており、特に顕著な差が見られた結果は得られませんでした。
5	27	意識調査の設問3にて、住まいを聞いているが、居住地差をみようとしているのだろうか。また、その分析はあるか。また、その必要性はあるか。	国のアンケートモデルや前回の調査票と同様に作成をしましたが、地域差の分析の必要性は、それほど高くないと考えております。
5	33	意識調査の設問6にて、調査項目に自立支援医療証の所持を問えば、精神のかたの重複度がもう少し見えるのではないだろうか。	次回意識調査実施の際の課題とさせていただきます。
5	34	意識調査の設問8にて、障がい支援区分そのものを問うているがその結果が示されていない。	障害支援区分を「受けていない」「無回答」とした人の割合が85%超と大変多かった為、分析から除外しました。
5	58	意識調査の設問24にて、年間収入について聞いているが、解析結果はあるのだろうか。	他の設問の回答から、経済的支援の充実が要望されていることが分かるため、分析結果を省略させていただきました。分析結果は、以下の通りです。全体の回答数1,234件。(内訳 0円:13.7%、50万円未満:6.6%、100万円未満:13.9%、200万円未満:17.2%、500万円未満:17.7%、500万円以上:4.4%、無回答:26.7%)

第2回審議会資料 アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題に関する事項について

5	59	第2回審議会資料 アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題P18「就労」について、知的的の障害者支援事業所利用者数は63人いる一方、現在の仕事を続けたい人32人である。どのような方が今後の過ごし方を転換しようとしているのか。クロス集計はないのだろうか。	対象人数が少ないため分析対象とはしませんでした。
5	28	第2回審議会資料 「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP2当事者の概要について、精神障がいの場合、手帳と自立支援医療証の両方を所持している者がいると思われるが、この重複度は如何なる状況であろうか。	自立支援医療証の所有状況を聞いていないため、重複は把握できません。
5	29	第2回審議会資料 「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP2当事者の概要について、回答者の障がい別回答率を記す必要はないだろうか。	意見として参考にさせていただきます。
5	30	第2回審議会資料 「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP2当事者の概要について、手帳なしと無回答を合わせて集計してしまうことは、回答者像を歪ませないだろうか。	意見として参考にさせていただきます。
5	31	第2回審議会資料 「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP2当事者の概要について、手帳なし者を手帳所持者に対するもう一種としてその存在を浮かび上がらせては如何であろうか。	意見として参考にさせていただきます。

提出者 No.	質問No.	ご意見の概要	本市の考え方
5	32	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP2当事者の概要について、単に回答者数の多寡を数値として出すのではなく、存在に対しどのような回答率であったかを見る必要はないであろうか。	意見として参考にさせていただきます。
5	35	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP4難病・発達障害等の認定・診断と必要な支援について、調査目的が見えてこない。また、必要だと思う支援を手帳別に整理することには、どのような意味があるのでしょうか。診断種別毎に整理することが第1と思われる。	新しく障害サービス受給対象者となった方が、どんなサービスを必要としているのかを調査しました。また、障がい種別は診断種別に区分しており、重複障がいの方は複数の障がい区分に含めております。
5	36	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP4難病・発達障害等の認定・診断と必要な支援について、知的障がいにおいて発達障害者とする割合が多いことを、誤認が多いと推察している。その根拠は。	発達障がいは、精神保健福祉手帳の対象です。療育手帳所持者の中にも、発達障害者が含まれているとは思いますが、精神障がい者と比較しても突出して多くなっているため、精神障がい・発達遅滞を発達障害と同意と捉えていると推測しました。
5	37	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP4 難病・発達障害等の認定・診断と必要な支援として、相談体制のみをアンダーラインで強調されるのは、如何なる帰結か。	必要な支援第1位の「経済的な負担の軽減」についてはもちろんですが、各障がいに渡って相談体制の充実を必要としている割合が多いことを認識するため、アンダーラインをつけております。
5	38	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP5 当事者の年齢構成と介助者の年齢構成について、年齢構成はなぜこのような分類とされたのだろうか。	高齢の方の傾向と現役世代の傾向をそれぞれ把握するため、このような分類としました。
5	39	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP5 当事者の年齢構成と介助者の年齢構成について、介助者の年齢について問うているが、そのあとの展開が見えない。	介助者が高齢化している傾向が把握できました。ヒアリング結果と合わせ、「親なき後の生活支援」が方針の一つになっています。
5	40	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP6 地域移行・地域での生活について、同居の割合、調査結果を示さずの結論。如何なる構成か。	スペースの都合上、記載を省略させていただきました。調査結果はなるべく記載するよう今後の参考とさせていただきます。
5	41	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP6地域移行・地域での生活について、入所施設希望者を障害者全体数でみるのは乱暴すぎないだろうか。年齢別にクロス集計したものがいないため、結論が歪むことが考えられる。	意見として参考にさせていただきます。
5	42	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP6、P7 地域移行・地域での生活について、P6で知的障がいのうち、今後グループホームに住みたい人の割合が12.4%であるが、P7グループホームが増えた時の利用希望では、33.7%の方が利用希望となっている。この数字の関係は如何様に読めるだろうか。(身体・精神も同じ)	P6では、現在のグループホームの状況をふまえた暮らし方の意向を、P7では、将来グループホームが増えた時の利用意向を回答していたため、利用希望に変化があると考えます。
5	43	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP7グループホームの利用意向と利用しやすくするための支援について、グループホームが増えた時の利用希望に手帳なし者が表示されていないのはなぜか。	記載漏れにより表示されていませんでした。手帳なし者の割合は、以下の通りです。利用したい:5.8%、利用したくない:44.5%、わからない:36.1%、無回答:13.6%です。
5	44	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP7グループホームの利用意向と利用しやすくするための支援について、グループホームの増設には、①供給力(事業者)、②需要(利用者)、③市予算の要素よりなると思われるが、グループホームの増設に向けては、「見学・体験などの周知の機会を持つことが求められている」と結論つけられているが、どこから導き出されたのでしょうか。	グループホームの増設には、左記①～③の要素は重要であると思いますが、なにより②需要者(利用者)の存在が重要であると考えます。その需要者(潜在的需要者を含む)が利用しやすくするための支援として、「見学・体験などの周知の機会を持つこと」を望んでいることがアンケートの集計結果にてわかりましたので、そのような結論を提示しています。
5	45	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP7グループホームの利用意向と利用しやすくするための支援について、グループホームを利用しやすくするための支援においては、「どの障がい者も経済的支援を第一に要請、特に精神は他の項に抜きん出て強く要望、知的の場合は合わせて体験を要望」と表現した方が判りやすい。	意見として参考にさせていただきます。
5	46	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP8 地域での生活の実現・継続に必要なことについて、なぜ身体のみ年齢をクロスで集計し、結論として年齢の特性を踏まえた施策形成と結論付けるのであろうか。	身体障がいは60歳以上の割合が極めて高く、身体障がいの若い層のニーズが見えなくなるため。
5	47	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP9 通所・入所の障がい者支援事業所に望む支援内容について、そのサービス環境にある方は除外し、必要度を図る問い方はないのであろうか。	ある方、ない方の両方の意見が必要と考えますが、意見として参考にさせていただきます。
5	48	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP9 通所・入所の障がい者支援事業所に望む支援内容について、入浴サービスの様な要望は対象者として大きく制限があるため、答えの強度は少なくなることは見えている。これを以って入浴サービスの必要度は低いとの結論は如何であろうか。	障がい者には、個別的な対応が必要であることから、アンケート調査の割合だけでサービスの必要度について判断していません。入浴サービスの必要度は低いなどの記載はありません。
5	49	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP9 通所・入所の障がい者支援事業所に望む支援内容について、給食サービスについても調査の一項とならないだろうか。	意見として今後の参考にさせていただきます。
5	50	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP9 通所・入所の障がい者支援事業所に望む支援内容について、一時預かりとはどのような制度を意味するのであろうか。	日中一時支援事業を想定します。

提出者No.	質問No.	ご意見の概要	本市の考え方
5	51	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP9 短期入所を利用したい場所の設問について、選択肢に違和感はないだろうか。	選択肢に違和感はないと考えます。
5	52	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP10 日中一時支援事業を利用する目的の設問にある本人の日中活動の場の確保というのは、指定障害サービスに対し、どのような意味を持たせようとしているのだろうか。また、レスパイトとあるが、この分離が無いと、この事業の位置づけが判然としないのでは。	日中活動の場の確保に関しては、指定障害サービスにて足りない部分を補うものと認識しています。また、レスパイトにつきましては、意見として参考にさせていただきます。
5	53	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」のP11 障がい福祉等に関して相談した(したい)内容の結論の導き方は如何であろうか。	意見として参考にさせていただきます。
5	54	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」P23～P26 障がい児支援について調査結果から、障害児が78人いると読めるが、この層の設問理解度が調査率に与える影響は如何であろうか。	学校卒業後の進路希望に関する設問を除き、他の設問につきましては、保護者の方に回答を依頼しており、設問の理解度に問題は無いと考えます。
5	55	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」P24 デイサービスに関する質問回答者に20歳までが含まれているが、対象者は18歳以下ではないだろうか。また、対象でない年齢を入れて算出していることを汲んでの対応はないのだろうか。	ご承知の通り、放課後等デイサービスは、学齢期における支援充実のため、20歳到達まで利用できるよう特例が設けられています。従って、特段配慮は必要ないと考えます。
5	56	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」P23～P26 障がい児支援について問26～30・問32の回答者数は123人であるが、問31の回答者数は232人である。このかい離はなぜか。また、ここの構造は、クロスで何か見える。	対象者以外の方が回答している可能性が高いため、問26～30、問32の回答者につきましては、問26の設問で「なし」と「無回答」を除外した、123件として集計いたしました。しかし、問31については、ご本人に回答を求めているため、問26から問32のいずれかに回答があった、232件を回答数としております。しかし、問26～問32は、一連の質問であるため、回答者数を123件として再考いたします。
5	57	第2回審議会資料「アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題」P27 必要な医療ケアは何と結びつくのか。	災害時等における支援の留意点となります。

その他

5	61	第2回審議会議事資料のスケジュール(案)に記載されている、「計画素案」と今回の「骨子案」は同じであったのだろうか。	同じものとなります。
---	----	---	------------